



2024年2月26日

各 位

会 社 名 株式会社オリエンタルランド  
代表者名 代表取締役社長 吉田 謙次  
(コード：4661 東証プライム市場)  
問 合 せ 先 執行役員広報部長 早川 清敬

## 業績連動報酬制度および株式給付信託（BBT-RS）の導入に関するお知らせ

当社は、指名・報酬委員会の答申に基づき、本日開催の取締役会において、当社取締役（社外取締役を除きます。以下、「対象取締役」といいます。）を対象として「業績連動報酬制度」の導入を決議いたしました。

また、2024年6月下旬開催予定の第64期定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）で承認されることを条件として、対象取締役に対する新たな株式報酬制度「株式給付信託（BBT-RS（=Board Benefit Trust-Restricted Stock）」）を導入することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、対象取締役に加え、取締役を兼務しない当社執行役員に対しても同様の「業績連動報酬制度」および「株式給付信託（BBT-RS）」を導入することを決議いたしましたので、併せてお知らせいたします。

### 記

#### 1. 「業績連動報酬制度」および「株式給付信託（BBT-RS）」導入の目的

当社取締役会は、対象取締役および執行役員（以下、総称して「対象役員」といいます。）の報酬と当社の企業価値との連動性をより明確にすることで、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、対象役員と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として「業績連動報酬制度」および「株式給付信託（BBT-RS）」を導入することを決議いたしました。「株式給付信託（BBT-RS）」の導入については、本株主総会において役員報酬に関する株主の皆様のご承認をいただくことを条件としております。

なお、当社は、2018年6月28日開催の第58期定時株主総会において、1999年6月29日開催の第39期定時株主総会においてご承認いただきました当社取締役の報酬額とは別枠として、当社取締役に譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額1億円以内とする旨および具体的な内容についてご承認いただいておりますが、本株主総会での承認可決を条件として、上記決議に係る取締役の報酬枠を廃止し、今後新たな譲渡制限付株式の割当は行わないことといたします。ただし、既に取締役に割当済みの譲渡制限付株式は、今後も存続します。

## 2. 「業績連動報酬制度」の概要

### (1) 対象者

取締役（社外取締役を除く）および執行役員

### (2) 算定方法

当社にてあらかじめ業績連動報酬の算定指標を定め、毎年度の算定指標の達成度に応じ、年次で金銭により支給いたします。算定指標は、当社中期経営計画に掲げる財務目標（2024 中期経営計画においては連結営業利益、連結営業キャッシュ・フロー、ROE）とし、業績連動報酬は標準達成時を 100%として、0~150%の範囲内で変動するものといたします。なお、対象取締役に対する業績連動報酬の報酬総額に占める割合は、算定指標の標準達成時において、1~3 割の範囲内で地位や役職に応じた設定となります。

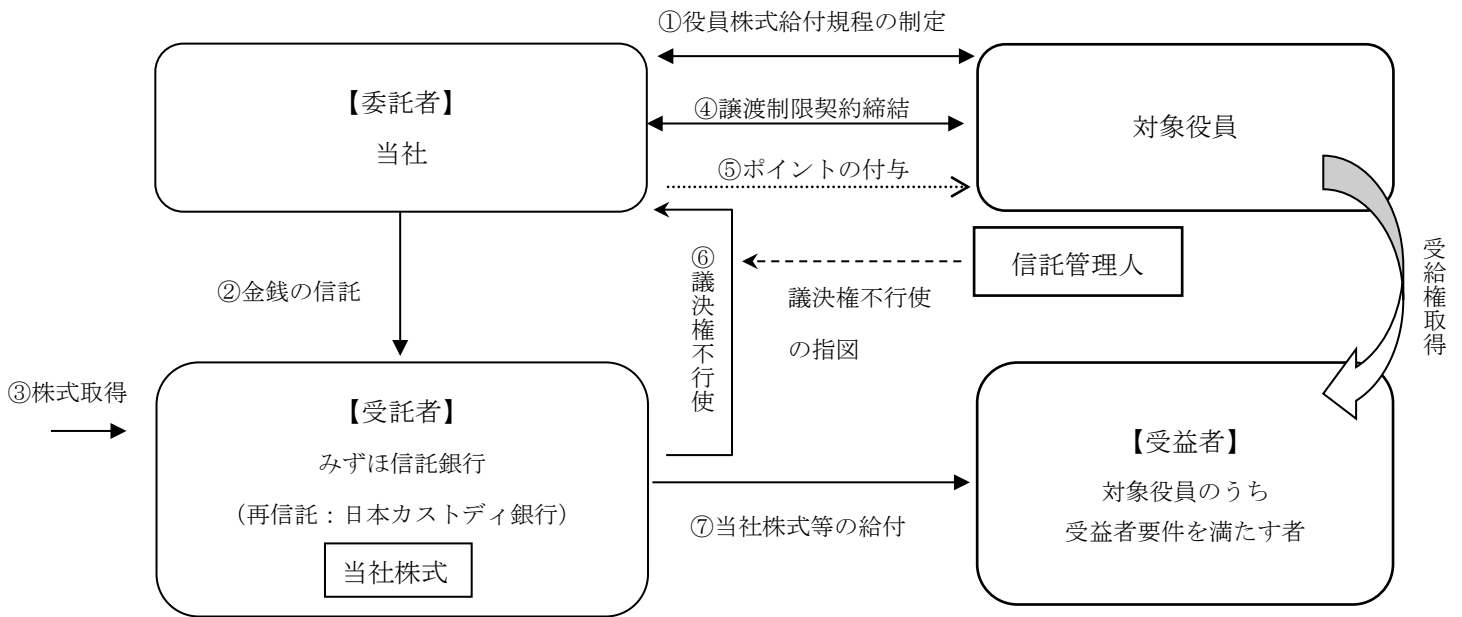
なお、取締役の金銭報酬の総額については、1999 年 6 月 29 日開催の第 39 期定時株主総会において月額 8,000 万円以内と決議しており、業績連動報酬は固定の金銭報酬と合わせて本限度額を超えない範囲で支給いたします。

## 3. 「株式給付信託（BBT-RS）」の概要

### (1) 「株式給付信託（BBT-RS）」の概要

「株式給付信託（BBT-RS）」（以下「本制度」といいます。）は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、対象役員に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される株式報酬制度です。なお、対象役員が当社株式の給付を受ける時期は、原則として毎年一定の時期とし、対象役員が当社株式を時価で換算した金額相当の金銭の給付を受ける時期は、原則として対象役員の退任時といたします。対象役員が在任中に当社株式の給付を受ける場合、対象役員は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で下記 4. のとおり、譲渡制限契約を締結することとします。これにより、対象役員が在任中に給付を受けた当社株式については、当該対象役員の退任までの間、譲渡等による処分が制限されることとなります。

<本制度の仕組み>



- ① 当社は、本株主総会において、本制度について役員報酬の決議を得て、本株主総会で承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じてまたは当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 対象役員は、当社との間で、在任中に給付を受けた当社株式について、当該対象役員の退任までの間、譲渡等による処分が制限される旨、および一定の当社による無償取得条項等を含む譲渡制限契約を締結します。
- ⑤ 当社は、役員株式給付規程に基づき対象役員にポイントを付与します。
- ⑥ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑦ 本信託は、毎年一定の時期に対象役員のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、対象役員が役員株式給付規程に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、退任時に当社株式の時価相当の金銭を給付します。

(2) 本制度の対象者

取締役（社外取締役を除く）および執行役員

(3) 信託期間

2024年8月（予定）から本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了します。）

(4) 信託金額

本株主総会で、本制度の導入をご承認いただくことを条件として、当社は、2025年3月末日で終了する事業年度から2029年3月末日で終了する事業年度までの5事業年度（以下、当該5

事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間および当初対象期間の経過後に開始する5事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。) およびその後の各対象期間を対象として本制度を導入し、対象役員への当社株式等の給付を行うため、本信託による当社株式の取得の原資として、以下の金銭を本信託に拠出いたします。

まず、当社は、本信託設定(2024年8月(予定))時に、当初対象期間に対応する必要資金として見込まれる相当額の金銭を拠出し、本信託を設定します。本制度に基づき対象役員に対して付与するポイントの上限数は、下記(6)のとおり、1事業年度当たり100,000ポイントであるため、本信託設定時には、直前の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を考慮して、500,000株を上限として取得するために必要と合理的に見込まれる資金を本信託に拠出いたします。なお、ご参考として、2024年2月22日の終値5,370円を適用した場合、上記の必要資金は、2,685百万円となります。

また、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は、原則として対象期間ごとに、本制度に基づく対象役員への給付を行うために必要な株式数を合理的に見込み、本信託が先行して取得するために必要と認める資金を、本信託に追加拠出することといたします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式(直前までの各対象期間に関して対象役員に付与されたポイント数に相当する当社株式で、対象役員に対する給付が未了であるものを除きます。)および金銭(以下「残存株式等」といいます。)があるときは、残存株式等は以降の対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、残存株式等を勘案した上で、追加拠出額を算出するものとします。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

(注) 当社が実際に本信託に拠出する金銭は、上記の株式取得資金のほか、信託報酬等の必要費用の見込額を合わせた金額となります。

#### (5) 本信託による当社株式の取得方法および取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記(4)により拠出された資金を原資として、取引所市場を通じてまたは当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することといたします。

なお、対象役員に付与されるポイント数の上限は、下記(6)のとおり、1事業年度当たり100,000ポイントであるため、各対象期間について本信託が取得する当社株式数の上限は500,000株となります。本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

#### (6) 対象役員に給付される当社株式等の数の上限

各事業年度において、役員株式給付規程に基づき、対象取締役については指名・報酬委員会、執行役員については取締役会で決定する数のポイントが付与されます。対象役員に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は、100,000ポイント(うち、対象取締役分として50,000ポイント)を上限とします。これは、現行の役員報酬の支給水準、対象役員の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、対象役員に付与されるポイントは、下記(7)の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます(ただし、本株主総会における株主の皆様による承認決議の後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限および付与済みのポイント数または換算比率に

ついて合理的な調整を行います。)

なお、対象取締役が付与される1事業年度当たりのポイント数の上限に相当する株式に係る議決権数500個の発行済株式総数に係る議決権数16,390,827個(2023年9月30日現在)に対する割合は約0.003%です。

下記(7)の当社株式等の給付に当たり基準となる対象役員のポイント数は、原則として、下記(7)の受益権確定時まで当該対象役員に付与されたポイント数といたします(以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。)

#### (7) 当社株式等の給付

受益者要件を満たした対象役員は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記(6)に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、毎年一定の時期に本信託から給付を受けます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、原則として退任時に当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

なお、対象役員が在任中に当社株式の給付を受ける場合、対象役員は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で下記4.のとおり、譲渡制限契約を締結することとします。これにより、対象役員が在任中に給付を受けた当社株式については、当該対象役員の退任までの間、譲渡等による処分が制限されることとなります。

また、ポイントの付与を受けた対象役員であっても、株主総会もしくは取締役会において解任の決議をされた場合、在任中に一定の非違行為があったことに起因して退任した場合または在任中に当社に損害が及ぶような不適切行為等があった場合は、給付を受ける権利の全部または一部を取得できないことといたします。

#### (8) 議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

#### (9) 配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、役員株式給付規程の定めに従って、その時点で在任する対象役員に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることとなります。

#### (10) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了いたします。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記(9)により対象役員に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

#### 4. 対象役員に給付される当社株式に係る譲渡制限契約の概要

対象役員が在任中に当社株式の給付を受ける場合、対象役員は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で、概要として、以下の内容を含む譲渡制限契約（以下「本譲渡制限契約」といいます。）を締結するものとします（対象役員は、本譲渡制限契約を締結することを条件として、当社株式の給付を受けるものとします。）。ただし、株式給付時点において対象役員が既に退任している場合等においては、本譲渡制限契約を締結せずに当社株式を給付することがあります。

##### ① 譲渡制限の内容

対象役員は、当社株式の給付を受けた日から当社における役員を退任する日までの間、給付を受けた当社株式の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないこと

##### ② 当社による無償取得

一定の非違行為等があった場合や下記③の譲渡制限の解除の要件を充足しない場合には、当社が当該株式を無償で取得すること

##### ③ 譲渡制限の解除

対象役員が、当社における役員を正当な理由により退任しまたは死亡により退任した場合、当該時点において譲渡制限を解除すること

##### ④ 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に当社が消滅会社となる合併契約その他組織再編等に関する事項が当社の株主総会等で承認された場合、当社の取締役会の決議により、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、譲渡制限を解除すること

なお、本譲渡制限契約による譲渡制限の対象とする当社株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、当社が指定する証券会社に対象役員が開設する専用口座で管理される予定です。

また、上記のほか、本譲渡制限契約における意思表示および通知の方法、本譲渡制限契約の改定の方法、その他取締役会で定める事項を本譲渡制限契約の内容といたします。

#### 【本信託の概要】

- ①名称 : 株式給付信託（BBT-RS）
- ②委託者 : 当社
- ③受託者 : みずほ信託銀行株式会社  
(再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行)
- ④受益者 : 対象役員のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
- ⑤信託管理人 : 当社と利害関係のない第三者を選定する予定
- ⑥信託の種類 : 金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
- ⑦本信託契約の締結日 : 2024年8月（予定）
- ⑧金銭を信託する日 : 2024年8月（予定）
- ⑨信託の期間 : 2024年8月（予定）から信託が終了するまで  
(特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続します。)

以上